

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇規則 鳥取県内水面漁業調整規則の一部改正
- ◇訓令 食品衛生法施行細則の一部改正
- ◇告示 耕地事務所処務規程の一部改正
- ◇告示 土地の立入測量及び物件調査
- 建設業者登録の更新
- 土地の公用廃止
- 建設業者の登録まつ消
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集

規 則

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年十二月六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第五十三号

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県内水面漁業調整規則（昭和二十六年十二月鳥取県規則第八十号）の一部を次のように改正する。

第五条第八号の次に次の三号を加える。

九 地びき網漁業（さく、河性ますを目的とするもの）

十 投網漁業（さく、河性ますを目的とするもので千代

川水系のみ）

十一 やす漁業（さく、河性ますを目的とするもので千

代川水系のみ）

第二十七条中

さく、河性ます

にじます、いわな
かれます、やまめ

自一月一日
至十二月三十一日

自十月一日
至十一月十日

を

さく、河性ます
 いわな、やまめ
 かわます、にじます

六月一日から
 十二月三十一日まで
 十一月一日から
 十一月十日まで
 十月一日から
 二月末日まで

に改める。

第二十八条表中

いわな、やまめ、にじます、かわます	全長十五センチメートル以下
いわな、やまめ、にじます、かわます、さく、河性ます	全長十五センチメートル以下

第三十一条表 湖山川の項の次に次のように加える。

千代川	八頭郡丹比村大字南における中国配電株式会社設置のえん、堤から上流二十メートル下流百五十メートル	一月一日から十二月三十一日まで
八東川	八頭郡八東村大字安井宿における中国配電株式会社設置の放水路及びその下流百メートル	"
天神川	倉吉市八ツ屋における下大口えん、堤下流二十メートル	"
	倉吉市田内における鳥取県設置の羽合用水えん、堤下流三十メートル	"

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行前にした行為に対する罰則の適用については、この規則施行後もなお、従前の例による。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十二年十二月六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第五十四号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則
 食品衛生法施行細則（昭和三十二年十一月鳥取県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

- 別表中二十八の次に次の一号を加える。
- 二十九 かん詰又はびん詰食品製造業
- 1 じゆうぶんな耐久力のある専用の製造室を設け、原料処理室又は調理室は製造室と区画すること。
 - 2 空かん又は空びんの洗じよう設備及び乾燥設備を設け、かん詰又はびん詰後殺菌を行わない場合は、空かん又は空びんの消毒設備を設けること。
 - 3 空かん又は空びん倉庫（又はこれに代り得る設備）を設けること。
 - 4 製品倉庫又はこれに代り得る設備を設けること。

訓 令

鳥取県訓令第十三号

耕地事務所

耕地事務所処務規程（昭和三十年四月鳥取県訓令第十号）の一部を次のように改正する。

昭和三十二年十二月六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

第一条中「耕地事務所（以下「事務所」という。）」の下に「及び附設機関である事業所（以下「事業所」という。）」を加える。

第二条を次のように改める。

（事務の分担）

第二条 耕地事務所長（以下「所長」という。）は所員の事務分担又は附設機関の長（以下「事業所長」という。）の申出にもとづきその事務分担を定めたときは、知事に報告しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。

第三条中第二項を第三項とし、同項中「前項」を「前二項」に改め、第一項の次に次の一項を加える。

2 事業所において事業所長に事故があるときはあらかじめ

はじめ事業所長が指定した吏員がその事務を代決することができ。

第四条第一項本文を次のように改める。

いての意見を所長を経由して知事に具申しなければならない。

第五条の次に次の九条を加える。

(工事の変更)

第四条 次に掲げる事項は、所長の専決事項とする。但し第一号から第三号まで及び第九号に掲げる事項は事業所長の専決事項とする。

第五条の二 事業所長は、起工決裁後、工事の変更を要するときは、設計書(新旧対照設計とし、旧設計は朱書、新設計は墨書とする)を調整し、その事由を具し所長を経由して知事に提出しなければならない。

(工期の延長)

第四条第二項を次のように改める。

第五条の三 事業所長は、工事の着手又は完成についての延期願を受理したときは、その事由及び日数を調査の上意見を附し、所長を経由して知事に進達しなければならない。

2 所長は前項第一号から第三号まで及び第六号から第八号まで、事業所長は前項第一号から第三号まで及び第九号に掲げる事項につき専決処理したときは、関係書類を添えてすみやかに知事に報告しなければならない。但し、事業所長の報告については、所長を経由しなければならない。

(工事の出来形及び完成の検査)

第五条を次のように改める。

第五条の四 工事の出来形又は、完成の検査は、知事が命ずる技術吏員が行うものとする。但し金額五十万円未満の工事又は知事が特に必要がないと認める工事については所長が命ずる技術吏員が検査することができ

(工事の起工)

第五条 事業所長は、当該年度において執行する工事につき、予算の範囲内で実施設計書を調整し、起工につ

る。

2 所長は、前項の検査が完了したときは、出来形検査書又はしゅん功検査書(第十一号様式)を作成し請負代金の請求書とともに知事に進達しなければならない。

(用地等の取得又は補償)

第五条の五 事業所長は工事執行のため、用地等の取得又は土地物件の移転除却等による補償を必要とするときは、調書(第十二号様式)を作成し所長を経由して知事に提出しなければならない。

(不用となつた土地又は物件)

第五条の六 事業所長は、工事執行の結果不用となつた土地又は物件があるときは、調書を作成し不用となつた日から十日以内在所長を経由して知事に提出してその指示を受けなければならない。

(災害の場合の措置)

第五条の七 事業所長は、災害により現に工事中の施設又は一部完成した施設に被害があつたときは、その概況を速報するとともに、その状況を調査し、被害状況

及び復旧計画の詳細を災害復旧事業計画書(第十三号様式)により、遅滞なく所長を経由して知事に報告しなければならない。

(所長等の出張)

第五条の八 所長、係長又は事業所長が県外に出張しようとするときは、用務出張先及び期間を明らかにして経済部長の承認を受けなければならない。

(事業所を置かない県営事業の執行)

第五条の九 事業所を置かない事業については、第五条から第五条の三まで、第五条の五から第五条の七まで及び第八条の二の規定を適用する。この場合において「事業所長」とあるのは「所長」と読み替えるものとする。

(意見具申)

第五条の十 所長又は事業所長は次の各号に掲げる場合にはその処置につき知事に意見を具申しなければならない。但し、事業所長の意見については、所長を経由しなければならない。

種	種	加工箇所又は番号	数	量	出来形金額		附	記
					請	直		
工	何々幹線水路							
工		自測点至測点	延長切上	立方メートル				
工		自測点至測点	延長切上	立方メートル				
工		自測点至測点	延長切上	立方メートル				
計								
工	護岸	自測点至測点	コンクリート護岸	平方メートル				
工	護岸	自測点至測点	板積護岸	平方メートル				
計								
橋	梁	測点第何号橋梁	何割何分					
橋	梁	測点第何号橋梁	何割何分					
計								

備考 1 工事出来形一覽図を添付すること。

2 一工種で工事期間二年以上にわたるものはその出来形図(年度別に記入したもの)を添付すること。

附 則

1 この訓令は、昭和三十二年七月一日から適用する。

2 用水改良事業所処務規程(昭和二十八年十月鳥取県訓令第二十六号)は、廃止する。

告 示

鳥取県告示第六百五十八号

土地收用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項の規定により次の区域の土地に立ち入り、測量及び物件調査をする旨中国四国地方建設局長から通知を受けた。

昭和三十二年十二月六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 起業者 建設大臣
- 一 事業の種類 一級国道二九号線(若桜国道)改築工事

- 一 立ち入ろうとする土地の区域 八頭郡若桜町大字小船大野、中原
- 一 立ち入ろうとする期間 昭和三十二年十二月五日から昭和三十三年三月三十一日まで

鳥取県告示第六百五十九号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第八条の規定により次のように建設業者登録簿に更新登録した。

昭和三十二年十二月六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる営業所の所在地 申請者氏名

鳥取県知事登録(は)第二七六号 昭三二、八、二〇 伊 藤 組 鳥取市高路五〇五 伊藤 和明

〃〃 二七九号 〃八、二五 城平建設有限会社 〃 西町二〇〇 城平 実

三九四号	上田組	岩美郡岩美町洗井二九二ノ一	上田節
二七八号	丸吉組	東伯郡東伯町浦安三三五	丸山長市
三九三号	小倉興産株式会社	西伯郡名和町大字御来屋一五六	小倉巖
三九九号	株式會社 中尾水道工務所	鳥取市西町一三ノ一	中尾憲義
四〇一号	中田組	下味野一六四	中田一雄
二八一号	有限会社杉根組	西伯郡名和町大字押平六八	杉根茂男
二八二号	西日本建設設計施工株式會社	米子市久米町四一ノ二	高木照雄
二八五号	茅野工業有限公司	角盤町一丁目九六	茅野安治
二九号	末広土建工業株式會社	鳥取市東品治町二二ノ七	池谷秀雄
三八号	有限会社大鳥組	元魚町二丁目三二	田中勘次
五〇号	塩谷組	賀露町八三六	塩谷三藏
五三号	合資会社大内組	吉方八二五ノ二四	岡田哲夫
三七号	八頭土木建築有限公司	八頭郡那家町那家二二九	山野豊美
一三三号	馬野建設工業有限公司	東伯郡赤碕町赤碕七六八ノ二	馬野勇
七四号	有限会社丸山組	東伯町徳万六三二	丸山信
九三三号	福本組	下伊勢	福本武雄
九九号	小谷組	東郷町漆原	小谷庄左衛門

一二号	東亜土木建築有限公司	倉吉市宮川町一七七ノ二三	馬野雄治郎
五二二号	東伯建設株式會社	一八五ノ三	山脇房吉
九六号	大島土建工業合資會社	上井町二九六ノ四	大島太一
九七号	大川土建合資會社	大正町一、〇七九	大川若松
四〇〇号	東伯林材株式會社	宮川町一四二ノ一	船越正男
九号	境港土建株式會社	境港市大正町四九	増谷慶一郎
六六号	藤本組	西伯郡岸本町吉長五四	藤本源四郎
六九号	陶山土木建設株式會社	大山町大字佐磨三六九	陶山寿
七号	勝部組	米子市灘町二丁目一〇	勝部信吉
八号	青笹組	末広町五	青笹弥作
一九号	先本組	両三柳一、一三七ノ二	先本喜一郎
二四号	米子鐵道工業株式會社	末広町九	佐伯忠義
七一号	米子工業建設株式會社	角盤町一丁目一四一	林原美清
八二号	有限会社大東組	車尾二五四ノ一	大東美雄
一一〇号	日野土建株式會社	日野郡多里村大字多里一六七ノ一	出垣房治
一一一号	原工務所	伯南町三栄一、七六一	原泰次郎
四〇二号	城戸工務店	岩美郡岩美町浦富一、四四六	城戸重太郎
三三三号	有限会社浜本組	日野郡江府町江尾	浜本政記

〃 〃 一六号 〃 谷 口 組 〃 根雨町下榎 〃 谷口 茂
 〃 〃 一一号 〃 一〇、一八 岩美興産株式会社 〃 岩美郡岩美町浦富一、〇三五ノ二 〃 大西 一男

鳥取県告示第六百六十号

次の国有土地はその公用を廃止する。

昭和三十三年十二月六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 西伯郡伯仙町下ノ郷字竹ノ下一四二九十六番地先 堤防敷地及び河川改良工事残地面積 一二坪五合
 (関係図面は土木部管理課に保管)

鳥取県告示第六百六十一号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第四条第三項の規定による更新登録の申請がなかつたので同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十三年十二月六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名	まつ消年月日
(に)第四五号	昭三〇、九、二六	佐藤工務店	鳥取市東品治町二二四ノ一	佐藤祥之助	昭三二、九、二六

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十三年十二月六日

鳥取県教育委員会委員長 米 原 稜

一日時 昭和三十三年十二月七日 午前十一時

一 場所 鳥取県教育委員会 会議室

一 議題

- 1 昭和三十三年年度予算について
- 2 昭和三十三年年度県立高等学校入学者選抜実施要項について
- 3 昭和三十三年年度県立高等学校学区外志願者取

扱要項について

4 その他

〃 〃 三九七号	〃 九、二〇	白兔興業所	気高郡鹿野町鹿野六五〇	山名芳太郎	〃 九、二〇
〃 〃 三〇号	〃 九、一八	日栄建設組	倉吉市宮川町一二九ノ三	高田 輝雄	〃 九、一八
〃 〃 二八〇号	〃	平和建設有限会社	西伯郡名和町大字御来屋六八	宮川 隆敏	〃
〃 〃 三九八号	〃 九、二七	田辺建設有限会社	日野郡福栄村大字豊栄一七八	田辺 鶴一	〃 九、二七